

各団地のガスご利用のお客様へ

消費税率引き上げに伴うガス料金表の変更について

岩沼市農業協同組合

令和元年10月1日より、地方消費税を含む消費税率が8%から10%に引き上げられました。既に9月の検針時にご説明した通り、弊社のガス料金表は税込み表示となっておりますので、10月1日より基本料金と基準単位料金を消費税額の変動分について書換え、合わせて関係条項を変更いたしました。変更後のガス小売供給約款及び新料金表は10月1日から弊社ホームページに掲載しますので、ご確認願います。

また消費税法の経過措置により、令和元年9月30日以前より継続してガスをご利用いただいているお客様の10月検針分(令和元年10月1日から令和元年10月31日までに行う最初の検針によるガス料金のご請求)につきまして適用される消費税率は旧税率の8%となりますのでお知らせいたします。

ご請求額の算出に使用する基本料金及び原料費調整後の単位料金(ともに消費税込み)につきましては、検針票に記載していますのでご確認ください。

ご意見ご質問は、検針票記載の弊社お問い合わせ先までお願いいたします。

【ガス小売供給約款の変更】

関係する条項を以下のとおり(下線部分)ガス小売供給約款及びガス料金(基本料金及び基準単位料金)を変更いたしましたのでご報告いたします。

1. 「3.用語の定義」(18)「消費税率」

(変更後)…消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

なお、この小売約款においては10%といたします。

2. 附則「1.本小売約款の実施期日」(変更後) 本小売約款は、令和元年10月1日から実施します。

3. 附則「3.本小売約款の実施に伴う切替措置」

(変更後) 当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、本小売約款の実施前のガス小売供給約款に基づき料金を算定するものといたします。

【ガス料金表新旧比較表】標準料金：10月料金表例

料金表		変更後(消費税率10%)		変更前(消費税率8%)	
区分		基本料金	基準単位料金	基本料金	基準単位料金
A	0~8 m ³	1210.00円	441.17円/m ³	1188.00円	433.15円/m ³
B	8~30 m ³	1430.00円	413.67円/m ³	1404.00円	406.15円/m ³
C	30 m ³ ~	2986.50円	361.79円/m ³	2932.2円	355.21円/m ³

* 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。

* 毎月のガス料金に適用する「単位料金(検針票でお知らせしています)」は、基準単位料金に平均原料価格の変動を加味して毎月決定されます。

* 詳細は弊社経済部に掲示しておりますのでご確認ください。

* ご意見ご質問等は、下記窓口までご連絡ください。

(小売登録番号 C0084) **岩沼市農業協同組合** 宮城県岩沼市中央2丁目5番30号

【窓口】 経済部 ☎ 0223-22-1258 【受付時間】 09:00~17:00

【担当】 島 貫 (土・日・祝祭日を除く)